

過去の検討会での主な意見について

第2回検討会での主な意見について

主な意見	意見への対応
1. 都市部等の一筆地調査の効率化について	
(1) 準備作業の効率化について 課税台帳の内部利用の特例が設けられている立法例を踏まえ、地籍調査でも措置することができないか、検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁と協議しつつ、引き続き検討を進める。
(2) 現地調査の効率化について 客観的資料があれば必ずしも立会いを求めないという効率化手法も考えられるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料4-1で山村部における効率化手法を提案。都市部についても引き続き検討を進める。
筆界特定制度を地籍調査で活用するための条件設定や筆界特定制度を参考とした新たな制度の可能性について、検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁と協議しつつ、引き続き検討を進める。
2. 都市部における地籍整備の効率的な実施に向けた方向性について	
(1) 官民境界等先行調査の位置付けについて 官民境界等先行調査は位置付けをしっかりと定め、次期計画での計画事業量や進捗率等の指標にどのように反映させるかも併せて考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画での反映のさせ方については第4回での議題としたい。
(2) 19条5項指定制度の更なる活用について 地方公共団体地籍部局が測量成果を引き取って19条5項指定する取組は理にかなっており、取組みを促進すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル作成なども視野に入れ、取組みを後押しする。
(3) 情報通信技術(ICT)を活用した地籍整備の効率化について 地積測量図等を蓄積するプラットフォームは、登記所が管理するデータとの相互提供や他のGISデータと重ね合わせて活用することも想定し設計する必要がある。 また、民間測量成果等がきちんと蓄積されるための仕組みも検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後システムを設計していく際、ご指摘の点に留意し進めたい。

第1回検討会での山村部の地籍整備に係る主な意見について

主な意見	意見への対応
<p>地籍調査の効果を明らかにし、地籍調査を現実的年数で終わらせることを考えて、官民境界等先行型の調査を進めているところ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回で葛飾区より都市部における地籍調査の実態を発表。 ・官民境界等先行調査の位置づけについては第2回、また、その進捗状況の表し方等については、第4回での議題としたい。
<p>地籍整備の防災への効果について、復興の現場において障害となったケースやその対応方法等が整理できるとより明確化するのでは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本や熊本の現地の状況も踏まえた上で、第4回での議題としたい。
<p>都市部で進んでいる地域では19条5項が進んでいるのか、筆数ではどうなのかといったことを整理して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理方法を検討作業中。
<p>地籍調査成果の数値情報をウェブ上で公開することで、地籍整備の推進にもつながるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料4で説明。
<p>森林保全も重要と考えるが、地籍調査の問題であるかよく整理して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回での議題としたい。
<p>都市近郊林は土地境界を明確化する必要性が高いが、体制や財政基盤が弱い森林組合では対応しきれない実態もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市以外の主体による地籍整備の推進も含め、第3回での議題としたい。
<p>官民境界等先行調査は全国的にどれだけ取り組まれているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料2で説明。
<p>準天頂衛星は電子基準点に依存して測量精度を高めるものであるため、活用にあたっては電子基準点の設置位置等とセットで考える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・準天頂衛星の地籍整備への活用方策等について関係機関とも連携し検討したい。
<p>一筆地調査については、依然として多くの時間と労力を必要とし、集合住宅での立会い等の課題もあるので、効率化の手法を検討してもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料3で説明。